

(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略の策定について

1 生物多様性について

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう自然からの恵み（生態系サービス）によって支えられている。これらは豊かな生物多様性（すべての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つのレベルの多様性がある。）の上に成り立っているが、近年、日本の生物多様性はさまざまな危機にさらされている。たとえば、①開発や乱獲などの人間活動、②里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下、③外来種などの持込みによる生態系の攪乱、④地球温暖化など地球環境の変化などが挙げられており、本県においても、将来にわたって自然の恵みを得られるよう、生物多様性の保全に取り組む必要がある。

2 生物多様性地域戦略策定の趣旨

- ◇ 生物多様性基本法が制定され（2008 年）、第 13 条には、地方公共団体の責務として生物多様性地域戦略の策定が努力義務として規定されている。

(参考)生物多様性基本法

第 13 条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- ◇ 本県では、「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画（2007 年）」および「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想（2009 年）」の 2 つを生物多様性地域戦略と位置付け、希少種保全、外来種対策、獣害対策および生息地の連続性の確保等に取り組んできた。
- ◇ 4 度の改訂による新たな国家戦略（生物多様性国家戦略 2012-2020）には、生物多様性条約第 10 回締約国会議において採択された愛知目標（2010 年）の達成のためのロードマップが盛り込まれた。
- ◇ こうした社会的状況の変化に対応するため、滋賀県らしい新たな生物多様性地域戦略を策定する。

3 戦略の目指すもの

生物多様性を保全し、将来にわたってその恵みを利用できる社会を実現する。

- ◇ 各主体（県民、事業者、活動団体等）に対して生物多様性の概念を浸透させ、社会のあらゆる場面において生物多様性への配慮が組み込まれ、また具体的な行動を起こすきっかけとする（生物多様性の主流化）。
- ◇ 県関係部局の施策を生物多様性の観点から体系的に整理し、各部局の役割分担や目的意

識を明確化するとともに、部局間の連携をより強化する。

4 戦略の位置づけ

生物多様性基本法第13条に基づく法定計画とする。

- ◇ 滋賀県環境総合計画に定める生物多様性に関する施策を展開する。
- ◇ 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」および「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」は存置し、新たな戦略はそれらの上位の計画とするものとする。

5 策定の体制

以下の(1)から(4)による県民や専門家の意見等をふまえ、滋賀県環境審議会自然環境部会において審議をおこない、答申を受け、とりまとめる。

(1)ワーキンググループ

現場における課題や、解決に向けた取組み等、現場で活動する県民の生の声を戦略に反映すると同時に、身近な生物多様性への「気づき」を呼び起こす。

(2)タウンミーティング

戦略策定の段階から広く県民に周知し、意見交換をおこなう。

(3)(仮称)滋賀県生物多様性地域戦略策定に係る専門家会議

生物多様性に関する専門的見地からの意見を聴取し、戦略に反映する。

(4)庁内検討会議

戦略策定段階からの庁内関係部局との調整により、策定後の円滑な戦略推進を図る。

6 策定スケジュール

	H25(2013)		H26(2014)			
	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
環境審議会 自然環境部会		1月 諮問			11月 答申とりまとめ	
ワーキンググループ	10月~2月 11テーマ全25回開催					
タウンミーティング			県内6地域にて開催			
専門家会議		1月 設置	意見聴取 全6回程度			
庁内検討会議	10月 第1回開催		2回程度開催			
計画		骨子案	素案		12~1月 パブコメ(1か月)	3月 策定